

入 札 要 領

- 第1 入札希望者は、区有地の一般競争入札による売払い応募要項、区有財産売買契約書（標準契約書）および本要領を熟読の上入札してください。
- 第2 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3 代理人により入札する場合（法人の場合の従業員が入札する場合も含む）は、入札前に入札書とは別に必ず委任状を提出してください。
- 第4 入札は所定の入札書により、封書にして提出しなければなりません。
- 第5 入札者は入札受付時に入札保証金として、入札金額の100分の3以上（千円未満切上）に相当する金額を指定の口座に納付してください。
- 第6 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- なお、代理人により入札する場合は、代理人の署名、押印をしてください。
- 第7 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消を行うことはできません。
- 第8 開札所に入室できるのは、申込者本人または代理人のみです。入室の際に本人確認をするので、身分証明書の提示をお願いします。
- 第9 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。
- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、練馬区暴力団排除条例（平成24年練馬区条例第54号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者がした入札書
 - ② 東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号）第24条に違反する事実がある者がした入札書
 - ③ 入札参加申込書を提出していない者がした入札書
 - ④ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札書
 - ⑤ 入札保証金の納付がない入札書
 - ⑥ 入札保証金振込名と入札者名が異なる入札書
 - ⑦ 納付した入札保証金が入札金額の100分の3に満たない入札書
 - ⑧ 最低売却価格に達しない入札書
 - ⑨ 一の物件に対して2以上の物件の合計額を記載した入札書
 - ⑩ 同一の物件に対して1者で2通以上の入札をした入札書
 - ⑪ 入札書に入札者の住所、氏名の記入または押印のない入札書
 - ⑫ 入札書に金額の記載がないまたは金額を訂正した入札書
 - ⑬ その他練馬区が入札書不完全と認めた入札書

第10 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に出席しない場合には区の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11 落札者は、区の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、区の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第12 入札保証金は、落札者を除き、開札後に口座振込でお返しします。落札者の入札保証金は、売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。

第13 落札者が期日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は練馬区に帰属することになります。

第14 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（千円未満切上）に相当する金額を納付してください。

第15 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。なお、落札者が期日までに売買代金を納付しない場合には、契約保証金は練馬区に帰属することになります。

第16 本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、練馬区暴力団排除条例、練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）及び練馬区公有財産管理規則（昭和39年9月練馬区規則第7号）の定めるところにより処理します。

第17 開札日当日の持ち物

- ① 一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札保証金領収証書兼納付証明書
- ③ 身分証明書（入札の受付時に、本人確認（代理人の場合は代理人の本人確認）を行います。）